

広島県告示第百七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり決定する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、平成二十七年四月二日までの間、縦覧に供する。

平成二十七年三月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

整理 番号	道路の種類 及び路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
四二四	県道甲奴イン ター線	三次市甲奴町字賀字品谷 二八四一第一地先県道字 賀安田線交点から 三次市甲奴町西野字市場 五二〇番地先県道甲山甲 奴上市線交点まで	七・七〇〇 八六・〇〇〇	五、三七〇・ 〇〇	区域決定の 日平成二七 年三月二二 日